

令和6・7年度

測量・建設コンサルタント業務
入札参加資格申請の手引き
(随時申請・変更申請)

【問い合わせ先】

高崎市役所 契約課 工事委託担当

〒370-8501 群馬県高崎市高松町 35 番地 1

電 話 027-321-1211

F A X 027-324-3974

ホームページ

<https://www.city.takasaki.gunma.jp/page/5780.html>

高崎市

目 次

はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
随時申請		
1	申請にあたっての注意事項	2
2	申請できる者の資格	2
3	認定対象としない測量・建設コンサルタント業務	3
4	入札参加資格申請の流れ	4
4－1	受付期間	4
5	添付書類及び提出方法	5
5－1	共通添付書類	5
5－2	高崎市独自添付書類	5
6	資格の有効期間	7
7	問い合わせ先	7
変更申請		
1	変更申請の方法	8
2	変更事項に係る添付書類	8
2－1	共通添付書類	8
2－2	高崎市独自添付書類	9
3	業種の追加	10
3－1	共通添付書類	10
3－2	高崎市独自添付書類	10
4	添付書類の提出先	11
4－1	共通添付書類の提出先	11
4－2	高崎市独自添付書類の提出先	11
5	問い合わせ先	12

《添付書類様式》

・ 入札参加資格申請高崎市独自添付書類提出票	1 3
・ 建築関係建設コンサルタント業務に係る内訳調書	1 4
・ 建築関係建設コンサルタント業務に係る内訳調書《記載例》	1 5
・ 関連業者報告書	1 6
・ 関連業者報告書《記載例》	1 7

【改定履歴】

令和 6 年 4 月 1 日 公開

令和 6 年 1 1 月 1 8 日 改定

は じ め に

令和 6・7 年度に高崎市等が発注する測量・建設コンサルタント業務の競争入札等に参加を希望される方は、必ず入札参加資格申請を行ってください。

申請方法はインターネットを利用した「ぐんま電子入札共同システム」からの電子申請となります。

なお、入札参加資格申請の際には I C カード（電子証明書）は不要です。

「ぐんま電子入札共同システム」とは

群馬県と県内 12 市 14 町 4 村 3 団体が、入札の透明性・客観性・競争性を向上し、併せて入札参加資格申請の利便性向上を図るために、「群馬県 C A L S / E C 市町村推進協議会」を設置し、共同開発・共同運用しているシステムです。この協議会に参加している団体(以下「参加団体」という。)への申請については、一度の申請で複数の団体に申請できます。

システムを共同利用できる団体は次のとおりです。

ぐんま電子入札共同システム共同利用参加団体 (令和 6 年 4 月現在)				
群馬県	前橋市	高崎市	桐生市	伊勢崎市
太田市	沼田市	館林市	渋川市	藤岡市
富岡市	安中市	みどり市	榛東村	吉岡町
下仁田町	甘楽町	中之条町	長野原町	嬬恋村
草津町	高山村	東吾妻町	昭和村	みなかみ町
玉村町	板倉町	明和町	千代田町	大泉町
邑楽町	群馬東部水道企業団		群馬県住宅供給公社※	
群馬県建設技術センター※				
※群馬県住宅供給公社および群馬県建設技術センターの入札へ参加を希望する場合は、群馬県へ申請してください。 申請に係る添付書類については、各団体により取扱いが異なりま すので、必ず申請を希望する団体に確認してください。				

随 時 申 請

令和 6・7 年度に高崎市等が発注する測量・建設コンサルタント業務の競争入札等に随時で参加を希望される方は次の注意事項等を確認のうえ、「ぐんま電子入札共同システム」にて入札参加資格申請を行ってください。

1 申請にあたっての注意事項

- (1) 基準日 入札参加資格審査基準日は、申請日の属する月の 1 日です。
- (2) 申請にあたっては、本手引きを熟読のうえ、申請の項目漏れや誤り等のないよう十分に注意してください。
- (3) 申請された後、申請内容について資格審査を行い、資格を有すると認められたときに、高崎市の有資格業者として登録をします。なお、高崎市独自添付書類が期日までに提出されない場合は、資格審査の対象となりませんので、余裕を持って申請してください。
- (4) 申請及び添付書類等に虚偽の事項を記載した場合は、資格を取消します。
- (5) 測量・建設コンサルタント業務の申請については、有資格者がいない場合、業務実績を有しない場合は、高崎市への業種登録ができません。なお、登録申請を受付けていない業務があります。詳しくは、3 ページの「認定対象としない測量・建設コンサルタント業務」をご確認ください。
- (6) 法人が申請する場合は、申請の単位は法人単位となります。受任者（営業所・支店等）単位での申請は受け付けることが出来ません。
入札、契約について営業所、支店等に委任する場合は、システム内の「営業所情報登録」において受任者となる営業所、支店等を登録したうえで、「申請先自治体別営業所選択」において、委任の状況を登録してください。なお、委任をする場合は別途、高崎市（各団体）へ委任状を送付してください。
- (7) 高崎市では電子入札を導入しています。電子入札で実施する入札に参加するためには、入札参加資格の認定後、ぐんま電子入札共同システムへの I C カード利用者登録が必要です。詳細は、下記をご確認ください。

【ぐんま電子入札共同システム HP】 <https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>

- (8) 市内に事業所がある場合は、事業所調査を行う場合があります。

2 申請できる者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同第 167 条の 11 第 1 項の規定により準用する場合を含む。）の規定に該当しない者。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項（同第 167 条の 11 第 1 項の規定により準用する場合を含む。）各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後 2 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 測量・建設コンサルタント業務の業種にあつては、その営業に関して必要な許

可または登録を受けていること。（法律で登録が義務づけられているため、登録がなければ申請できません。）

（４）高崎市税等（国税を含む。）を滞納していないこと。

３ 認定対象としない測量・建設コンサルタント業務

高崎市では、「ぐんま電子入札共同システム」の測量・建設コンサルタント業務のうち、一部認定をしない業務があります。

下記対照表の測量・建設コンサルタント業務に記載されている「希望部門」については、物品・役務での登録になります。物品・役務の登録の際、下記対照表の「実際に登録申請を受付ける物品・役務の小分類等」を参照して登録申請をしてください。

なお、物品・役務の申請については、「令和６・７年度物品・役務入札参加資格申請の手引き（随時申請・変更申請）」をご覧くださいのうえ、申請を行ってください。

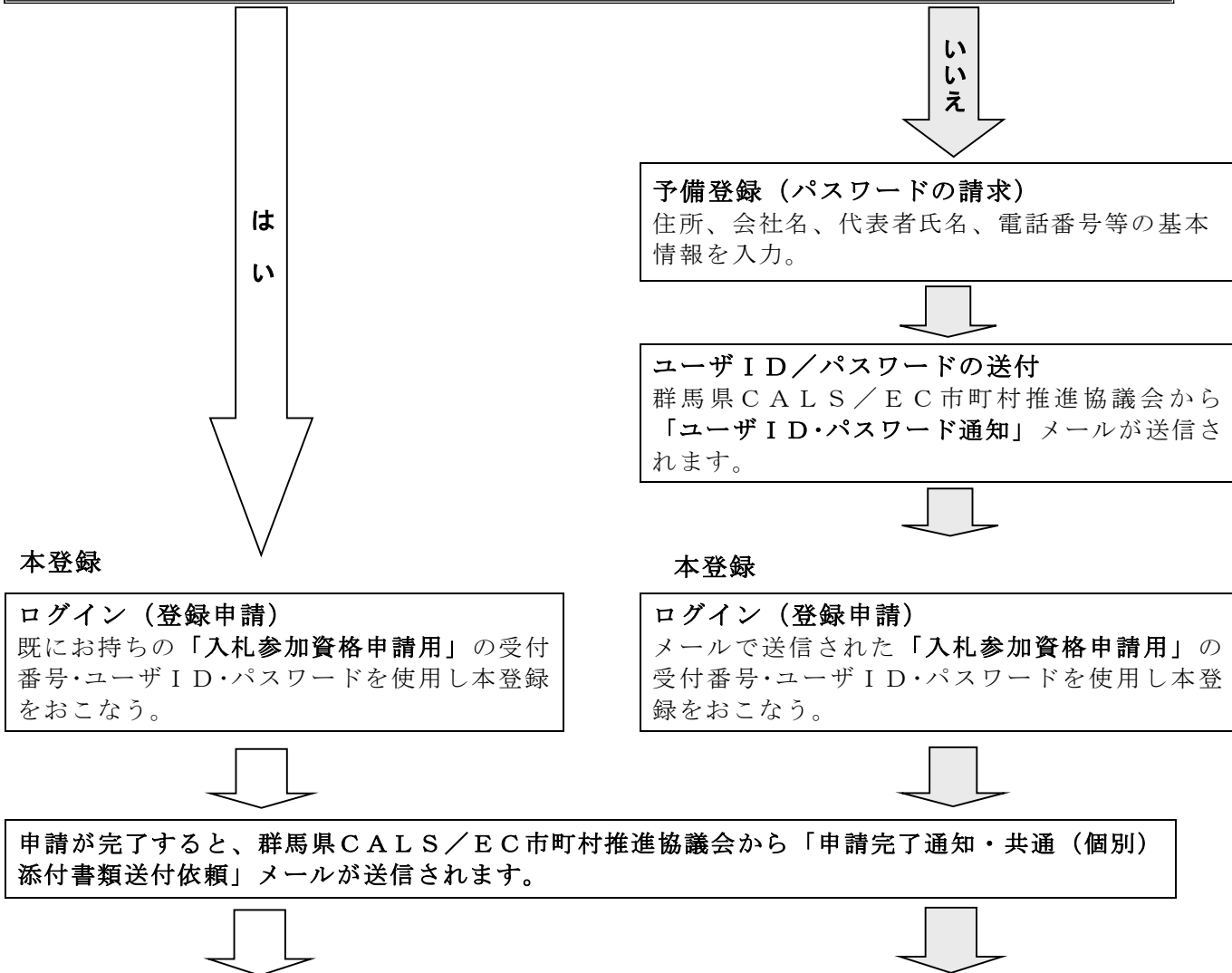
物品・役務に登録する場合の対照表

測量・建設コンサルタント業務 (高崎市では認定しません)		実際に登録申請を受付ける物品・役務の小分類等		
業 種	希望部門	資格区分	大分類	小分類
土木関係建設コンサルタント業務	環境調査	役務等の提供	検査・分析・調査	環境関係調査
	経済調査	役務等の提供	検査・分析・調査	市場調査
	分析・解析	役務等の提供	検査・分析・調査	その他の検査・分析・調査
	電算関係	役務等の提供	情報処理	その他の情報処理
	計算業務	役務等の提供	情報処理	その他の情報処理
	資料等整理	役務等の提供	情報処理	その他の情報処理
補償関係コンサルタント業務	不動産鑑定	役務等の提供	事務処理	不動産関係事務・業務
	登記手続等	役務等の提供	事務処理	不動産関係事務・業務
計量証明	振動加速度レベル	役務等の提供	検査・分析・調査	環境計量証明
	濃度	役務等の提供	検査・分析・調査	環境計量証明
	音圧レベル	役務等の提供	検査・分析・調査	環境計量証明
	特定濃度	役務等の提供	検査・分析・調査	環境計量証明
下水道処理施設維持管理	下水道処理施設維持管理	役務等の提供	清掃	下水道維持・管理
作業環境測定	作業環境測定	役務等の提供	検査・分析・調査	その他の検査・分析・調査
気象予報	気象予報	役務等の提供	その他	その他の業務

4 入札参加資格申請の流れ

ぐんま電子入札共同システム (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>) の「競争入札参加資格申請受付システム」から申請

平成 20 年度以降、入札参加資格申請において、参加団体の全部又はいずれかの団体で認定を受けたことがある。



※本登録申請後、早めに提出してください。

共通添付書類の送付・・・提出先 群馬県
●共通添付書類については、群馬県CALS/EC市町村推進協議会へ送付
※本登録と共通添付書類の内容を確認後、群馬県CALS/EC市町村推進協議会から「申請受理通知」メールが送信されます。

高崎市独自添付書類の送付・・・提出先 高崎市
●高崎市独自添付書類については、高崎市役所契約課工事委託担当へ送付
※高崎市において審査し認定となった場合、群馬県CALS/EC市町村推進協議会から「資格審査結果通知」メールが送信されます。

4-1 受付期間

予備登録：令和6年4月1日（月）～

本登録：令和6年4月1日（月）～

終了日：日程が決定した時点で別途告知します。

問い合わせ受付時間：9：00～17：00

システム稼働時間：9：00～20：00

（なお、土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）及びシステムメンテナンス日は除きます。）

5 添付書類及び提出方法

添付書類には、共通添付書類と高崎市独自添付書類があり、提出先も異なりますのでお間違えのないようお願いいたします。

5-1 共通添付書類

参加団体が共通で必要としている書類です。

複数の団体に申請を行う場合でも1部の提出となります。

- ・受付 令和6年4月1日（月）～
- ・提出先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1
群馬県県土整備部建設企画課内
群馬県CALS／EC市町村推進協議会あて
- ・提出方法 ぐんま電子入札共同システムポータルサイト内の共通添付書類のページにアクセスしていただき、ご確認ください。

https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Manual/06_zuiji_tempu_consul.pdf

5-2 高崎市独自添付書類

高崎市が独自に必要な書類です。要件に該当する場合は提出してください。

高崎市に対して、測量・建設コンサルタント業務、建設工事、物品・役務に重複して申請する場合は、それぞれ添付書類を提出してください。

（建設工事、物品・役務の高崎市独自添付書類については、それぞれの手引きをご覧ください。）

- ・受付 令和6年4月1日（月）～
- ・提出先 〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1
高崎市役所 契約課 工事委託担当あて
- ・提出方法 **持参又は郵送**
高崎市独自添付書類は、すべてA4サイズにし、クリップ等で束ねたうえで提出してください。（ファイルでとじる必要はありません。）

※ 郵送の際には、封筒に朱書きで『高崎市入札参加資格申請独自添付書類（測量・建設コンサルタント業務） 在中』と明記し送付してください。また、受付確認として提出リスト等の返送を希望される方は、提出リスト等の写しと、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

注意

**独自添付書類については、
市内業者においては該当するものがない場合、
市外業者においては委任先がない場合は、
提出する必要はありません。**

高崎市独自添付書類（測量・建設コンサルタント業務）

市内業者は、高崎市内に本店を有する方で、市外業者は、高崎市外に本店を有する方となります。

No.	書類名	備 考
1	建築関係建設 コンサルタント業務に係る 内訳調書 (様式指定)	<u>市内業者で建築関係建設コンサルタント業務を申請する方は必ず提出してください。</u> ・記載例は15ページにあります。
2	関連業者 報告書 (様式指定)	<u>市内業者で、関連業者がある場合のみ提出してください。</u> ・記載例は17ページにあります。
3	委任状	<u>市外業者で契約等の権限を代理人に委任する場合のみ提出してください。</u> ・指定の様式はありません。 ・委任期間は、申請日から令和8年3月31日までとしてください。 ・市内業者は委任できません。

※ 独自添付書類を提出する場合は、「高崎市独自添付書類提出票」（本手引き13ページ参照。）に必要事項を記入し、独自添付書類と併せて提出してください。

※ 様式指定の書類を電子データで入手したい方は、
<https://www.city.takasaki.gunma.jp/page/5782.html>
からダウンロードしてください。

※ 届出をした技術者に変更がある場合（退職・採用等の増減、資格追加等）は、その都度速やかに変更の申請をしてください。

※ 独自添付書類について押印の省略が可能です。

6 資格の有効期間

認定の日 ～ 令和8年3月31日

認定の日：毎月15日までに「申請受理通知」メールが送信され、「高崎市独自添付書類」の提出及び審査が完了した場合は、送信された月の翌月1日が認定の日となり、毎月16日以降に送信・書類提出等がされた場合は、送信された月の翌々月1日が認定の日となります。

7 問い合わせ先

随時申請に関しご不明な点等がありましたら、下記までお問い合わせください。

<電子申請の入力方法について>

ぐんま電子入札共同システムヘルプデスク

TEL 0120-511-306（フリーダイヤル）

詳細については、下記アドレスまでアクセスください。

<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/inquiry.html>

<その他入札参加資格申請のことについて>

高崎市契約課工事委託担当 TEL 027-321-1211（直通）

変 更 申 請

高崎市への入札参加資格審査申請を行った後、申請内容に変更が生じた場合は、「ぐんま電子入札共同システム」にて登録内容の変更を行ってください。**変更した事項の内容により、書類を提出する必要性が生じる場合があります。**その場合は、以下の指示に従い、システムによる変更終了後、速やかに必要書類を提出してください。

なお、高崎市の「建設工事」及び「物品・役務」のいずれかの入札参加資格者となっている場合は、変更をそれぞれ個別に行う必要があります。

1 変更申請の方法

インターネットを利用し、ぐんま電子入札共同システムポータルサイト (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>) にアクセスし、競争入札参加資格申請受付システムから、資格申請データの変更を行います。

2 変更事項に係る添付書類

添付書類には、共通添付書類と高崎市独自添付書類があり、提出先も異なりますのでお間違えのないようお願いいたします。

2-1 共通添付書類

参加団体が共通で必要としている書類です。

複数の団体に申請を行う場合でも1部の提出となります。

ぐんま電子入札共同システムポータルサイト内の「令和6・7年度 競争入札参加資格申請(変更申請)」

(https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Application/henkou_06.html)を確認してください。

2-2 高崎市独自添付書類

高崎市が独自に必要な書類です。

高崎市独自添付書類（測量・建設コンサルタント業務）【市内業者用】

次の変更事項については、高崎市へ書類の提出が必要です。

作成にあたっては、本手引き 6 ページを参考に作成してください。

変更事項	変更に係る提出書類	備考
商号名称、代表者、所在地の変更		注 1
技術者の変更 (退職や採用等による増減・資格追加等)	技術者経歴書 (申請時に添付した様式ファイル)	技術者が増えた場合や、資格が変更になった場合は、免許等の写し、雇用の確認できる書類（被保険者標準報酬決定通知書、健康保険被保険者証の写し等）を添付してください。 注 2

注 1 代表者等の契約書等に記載する事項の変更は、変更となった時点から効力が発生しますので、共同システムの変更申請後に書類を提出するのではなく、変更が生じた時点で早急に高崎市へご連絡ください。

注 2 共同システムによる変更対象外の内容のため、高崎市への書類提出のみ必要です。

※ 独自添付書類を提出する場合は、「高崎市独自添付書類提出票」（本手引き 13 ページ参照。）に必要事項を記入し、独自添付書類と併せて提出してください。

※ 様式指定の書類を電子データで入手したい方は、
<https://www.city.takasaki.gunma.jp/page/5782.html>
 からダウンロードしてください。

高崎市独自添付書類（測量・建設コンサルタント業務）【市外業者用】

次の変更事項については、高崎市へ書類の提出が必要です。

作成にあたっては、本手引き 6 ページを参考に作成してください。

変更事項	変更に係る提出書類	備考
契約等の権限を代理人に委任している場合で、本社の代表者（委任者）又は受任者に係る変更	委任状（指定様式なし、押印省略可能）	委任期間は、申請日から令和 8 年 3 月 31 日までとしてください。

※ 独自添付書類を提出する場合は、「高崎市独自添付書類提出票」（本手引き 13 ページ参照。）に必要事項を記入し、独自添付書類と併せて提出してください。

※ 様式指定の書類を電子データで入手したい方は、
<https://www.city.takasaki.gunma.jp/page/5782.html>
からダウンロードしてください。

3 業種の追加

業種の追加については受付期間を限定しています。

受付期間：令和7年1月7日（火）～令和7年1月31日（金）

詳細につきましては、ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>）をご確認ください。

※ 業務実績を有しない場合は、高崎市への業種登録ができません。なお、一部認定しない業務があります。詳しくは、本手引き3ページをご確認ください。

3-1 共通添付書類

参加団体が共通で必要としている書類です。

複数の団体に申請を行う場合でも1部の提出となります。

ぐんま電子入札共同システムポータルサイト内の「令和6・7年度 競争入札参加資格申請(変更申請)」

(https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Application/henkou_06.html)を確認してください。

3-2 高崎市独自添付書類

高崎市が独自に必要なとする書類です。市内業者のみの提出となります。

高崎市独自添付書類（測量・建設コンサルタント業務）【市内業者用】 作成にあたっては、本手引き6ページを参考に作成してください。	
書類名	備 考
建築関係建設コンサルタント業務に係る内訳調書 （様式指定）	<u>建築関係建設コンサルタント業務を申請する方のみ提出してください。</u> ・記載例は15ページにあります。

※ 独自添付書類を提出する場合は、「高崎市独自添付書類提出票」（本手引き13ページ参照。）に必要な事項を記入し、独自添付書類と併せて提出してください。

- ※ 様式指定の書類を電子データで入手したい方は、
<https://www.city.takasaki.gunma.jp/page/5782.html>
からダウンロードしてください。

4 添付書類の提出先

4-1 共通添付書類の提出先

「2-1」の共通添付書類は、下記のとおり提出してください。

- ・ 受 付 令和6年4月1日（月）～
- ・ 提出先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1
群馬県県土整備部建設企画課内
群馬県CALS／EC市町村推進協議会あて
- ・ 提出方法 ぐんま電子入札共同システムポータルサイト内の共通添付書類のページにアクセスしていただき、ご確認ください。

https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Application/henkou_06.html

- ※ 「3-1」の共通添付書類は、**業種追加受付の時期**に上記提出先へ提出してください。

4-2 高崎市独自添付書類の提出先

「2-2」の高崎市独自添付書類は、下記のとおり提出してください。

- ・ 受 付 令和6年4月1日（月）～
- ・ 提出先 〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1
高崎市役所 契約課 工事委託担当あて
- ・ 提出方法 持参又は郵送
高崎市独自添付書類は、すべてA4サイズにし、クリップ等で束ねたうえで提出してください。（ファイルでとじる必要はありません。）

- ※ 「3-2」の高崎市独自添付書類は、**業種追加受付の時期**に上記提出先へ提出してください。

- ※ 郵送の際には、封筒に朱書きで『高崎市入札参加資格申請独自添付書類（測量・建設コンサルタント業務） 在中』と明記し送付してください。また、受付確認として提出リスト等の返送を希望される方は、提出リスト等の写しと、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

5 問い合わせ先

申請に関しご不明な点等がありましたら、下記までお問い合わせください。

<電子申請の入力方法について>

ぐんま電子入札共同システムヘルプデスク

TEL 0120-511-306（フリーダイヤル）

詳細については、下記アドレスまでアクセスください。

<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/inquiry.html>

<その他入札参加資格申請のことについて>

高崎市契約課工事委託担当 TEL 027-321-1211（直通）

申請年月日 令和 年 月 日

【 測量・建設コンサルタント業務 】

申請区分

随時 ・ 変更

令和6・7年度入札参加資格申請
高崎市独自添付書類提出票

(宛先) 高崎市長

受付番号

※ 入札参加資格申請用のID／パスワード通知書に記載された
受付番号を記入してください。

商号名称

担当者氏名

電話番号

高崎市独自添付書類

提出する書類の『チェック欄』に○を記入してください。

No.	書類名	チェック欄	
		市内業者	市外業者
1	建築関係建設コンサルタント業務に係る内訳調書		
2	関連業者報告書		
3	委任状		

※ 市内業者と市外業者で提出する添付書類が違いますのでご注意ください。

※ 提出する独自添付書類がない場合は、本提出票の提出は不要です。

様式第 5 号

建築関係建設コンサルタント業務に係る内訳調書

令和 年 月 日

(宛先) 高崎市長

住 所
商号又は名称
代 表 者

直近 2 年の建築関係建設コンサルタント業務に係る実績高の内訳は下記のとおり
です。

記

直近 2 年の平均実績高 _____ 円

内訳

建築設計業務 _____ %

設備設計業務 _____ %

注

- 1 作成に当たっては、電子申請時に添付した測量等実績調書に基づいて作成してください。
- 2 内訳は、割合を記入してください。

記載例

様式第 5 号

建築関係建設コンサルタント業務に係る内訳調書

送付する日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 高崎市長

住 所 高崎市〇〇町〇〇-〇
商号又は名称 (株) 〇〇設計事務所
代 表 者 代表取締役 〇〇 太郎

押印省略可

直近 2 年の建築関係建設コンサルタント業務に係る実績高の内訳は下記のとおりです。

記

電子申請時に入力いただいた直前 2 期分の決算により求められた測量等実績高の平均金額を記入してください。

直近 2 年の平均実績高 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円

内訳

建築設計業務 80 %

設備設計業務 20 %

注

- 1 作成に当たっては、電子申請時に添付した測量等実績調書に基づいて作成してください。
- 2 内訳は、割合を記入してください。

様式第6号

関連業者報告書

令和 年 月 日

(宛先) 高崎市長

住 所
商号又は名称
代 表 者

当社と関連のある業者については、下記のとおり報告します。

		記 載 内 容			
関 連 業 者 と の 関 係	資本との関連	業 者 名	株式総数 ・ 出資総額	所有株数 ・ 出資額	割 合
	株式（総数に対 する割合） 出資（総額に対 する割合）				
	人事面の関連	業 者 名	役 職 名		
	役員の兼務 状 況				
	そ の 他	業 者 名	関 係 内 容		
	特別な提携 関 係				

記載例

様式第 6 号

関連業者報告書

送付する日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 高崎市長

住 所 高崎市〇〇町〇〇-〇
 商号又は名称 (株) 〇〇設計事務所
 代 表 者 代表取締役 〇〇 太郎

押印省略可

当社と関連のある業者については、下記のとおり報告します。

		記 載 内 容			
関 連 業 者 と の 関 係	資本との関連	業 者 名	株式総数 ・ 出資総額	所有株数 ・ 出資額	割 合
	株式（総数に対 する割合） 出資（総額に対 する割合）	〇〇工業（株） （株）△△設計	50000	25000	50%
			1000	1000	100%
	人事面の関連	業 者 名	役 職 名		
	役員の兼務 状 況	（株）△△設計	代表取締役兼務		
関 係	そ の 他	業 者 名	関 係 内 容		
	特別な提携 関 係				